

議案第 63 号

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例(平成18年橋本市条例第217号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与等) 第2条 管理者には、給料、期末手当、退職手当及び旅費を支給する。 2 管理者が医師である場合は、その給与として前項に定めるもののほか、<u>特殊勤務手当を支給する。</u> 第3条 管理者の給料額は、次のとおりとする。 月額 646,000円 (医師の場合は、722,000円) 2 前条第2項に規定する特殊勤務手当の額は、その給料月額額の100分の50を超えない範囲内で市長が定める額とする。 3 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。	(給与等) 第2条 管理者には、給料、期末手当、退職手当及び旅費を支給する。 第3条 管理者の給料額は、次のとおりとする。 月額 646,000円 2 給料の支給及びその他の給与については、橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。